

群馬県特別栽培農産物認証要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第3の規定に基づき、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認機関の要件)

第2 要綱第5の2に規定する確認機関の認定は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 県内に事務所を有すること。
 - (2) 代表者の定め及び業務規程があること。
 - (3) 検査員が2名以上定められており、かつ、その人数が検査認証業務の対象地域及び予想される対象者の数に鑑みて適当であること。
 - (4) 検査認証業務の対象となる生産組織から独立していること。
 - (5) 団体が検査認証業務以外に定款等で定められた業務（以下「主たる業」という。）をもつ場合には、主たる業を行うことで検査認証業務に不公正をきたすことのないよう、主たる業と検査認証業務を明確に区別していること。
 - (6) 当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な団体であること。
 - (7) 食の安全及び環境保全の分野において、不適当な行為がないと認められること。
 - (8) 要綱第11の1の規定による認定の取消しがあった場合は、第25の5に定める期間が経過していること。
- 2 要綱第5の2に規定する検査員の登録は、次に掲げる（1）から（3）の要件のいずれかに該当し、かつ、（4）から（8）の要件をすべて満たす場合に行うものとする。
- (1) 営農指導員、普及指導員又は施肥技術マイスターかつ農薬管理指導士の資格を有し、栽培指導等を行う部署において生産者に直接栽培指導を行った経験が2年以上ある者
 - (2) 公の農業試験場等研究機関において、農産物の栽培、土壤肥料又は植物防疫等の試験研究経験が5年以上ある者
 - (3) 知事が、第2（1）及び（2）と同等の資格があると認める者
 - (4) 団体が検査認証業務以外に主たる業をもつ場合には、主たる業の代表者ではない者
 - (5) 既に認定を受けた確認機関において検査員として籍を置いていない者。又は、当該団体以外の団体において検査員となることを予定していない者
 - (6) 心身ともに健全で責任をもって検査認証業務に従事できると認められる者
 - (7) 食の安全及び環境保全の分野において、不適当な行為がないと認められること。
 - (8) 要綱第11の2の規定による登録の取消しがあった場合は、第25の5に定める期間が経過していること。
- 3 要綱第5の1に規定する認定申請を行うときには、検査員として申請する者の中の1名を業務責任者として定めることとする。
- ### (確認機関の申請と認定)
- 第3 要綱第5の1に規定する認定の申請は、次のとおりとする。
- (1) 確認機関認定申請書は、別記様式第1号とする。
 - (2) 第3の1（1）の申請書は、所管の農業事務所長に提出するものとする。ただし、複数の農業事務所の区域を業務の対象とする場合には、主となる区域を所管する農業事務所長に提出

するものとする（以下第4（1）、第6（2）及び第18（2）について同じ。）。

- (3) 農業事務所長は、第3の1（2）の申請書の提出を受けたときには、内容を確認し、正本を農政部長に提出し、写しを農業事務所で保管するものとする。
- 2 知事は、認定の申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に対し、第3の1の申請について第2に規定する要件との適合を審査するものとする。
- 3 知事は、第3の2に規定する審査で要件との適合が認められた場合、要綱第5の2の規定により、認定を行う。
- 4 知事は、第3の3の認定を行った場合、認定を受けた申請団体について次の事項を確認機関登録台帳に記載するとともに、別記様式第3号の認定証を申請団体の長に交付するものとする。
- (1) 登録番号
 - (2) 確認機関名
 - (3) 代表者名
 - (4) 所在地
 - (5) 連絡先
 - (6) 業務対象地域
 - (7) 業務責任者
 - (8) 有効期限
 - (9) 検査員名
- 5 知事は、必要と認められるときには、第3の4の認定又は登録に条件を付すことができる。
- 6 確認機関の認定は、認定の日から起算して5年間有効とする。
- 7 第3の6の有効期間の満了後、引き続き確認機関として検査確認業務を行おうとする場合には、当該有効期間が満了する三十日前までに、別記様式第2号により認定の更新を申請するものとする。
- 8 知事は、第3の3に規定する審査で要件との適合が認められなかった場合には、認定又は登録を行わない旨を別記様式第4号により、理由を付して申請団体の長に通知するものとする。
- 9 第3の4及び8の交付及び通知は、農業事務所長を通じて行うものとする。

（確認機関の申請内容の変更）

第4 確認機関の申請内容の変更については、次のとおりとする。

- (1) 確認機関の長は、第3の1の申請内容に変更があったときには、速やかに別記様式第5号の1の確認機関認定変更申請書を農業事務所長に提出するものとする。
- (2) 農業事務所長は、第4（1）の提出を受けたときには、内容を確認し、正本を農政部長に提出し、写しを農業事務所で保管するものとする。
- (3) 知事は、第4（1）の申請があったときには、申請の内容について第2に規定する要件との適合を確認するものとする。
- (4) 知事は、第4（3）の確認で要件に適合すると認めた場合には、変更内容を確認機関登録台帳に記載し、別記様式第5号の2の群馬県特別栽培農産物確認機関認定変更通知書により変更を行った旨を確認機関の長に通知する。
- (5) 確認機関の長は、群馬県特別栽培農産物確認機関認定変更通知書を認定証とともに保管するものとする。
- (6) 第4（5）の通知及び交付は、農業事務所長を通じて行うものとする。

（確認機関の検査）

第5 知事は、確認機関の調査を行い、改善を要すると認めたときは必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(確認機関業務の廃止)

第6 確認機関の検査認証業務の廃止については、次のとおりとする。

- (1) 確認機関業務廃止申請書は、別記様式第6号とする。
- (2) 確認機関の長は、検査認証業務を廃止するときには、第6(1)の申請書及び認定証を農業事務所長に提出するものとする。
- (3) 農業事務所長は第6(2)の提出を受けたときには、内容を確認し、正本を農政部長に提出し、写しを農業事務所で保管するものとする。
- (4) 知事は、第6(1)の申請があったときには、別記様式第7号の確認機関取消通知により認定を取り消し、確認機関登録台帳にその旨を記載するものとする。
- (5) 第6(4)の通知は、農業事務所長を通じて行うものとする。

(確認機関及び検査員の責務)

第7 確認機関及び検査員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 検査員は、適正な検査認証業務に努めなければならない。
 - (2) 生産登録を受けようとする者に確認機関となることを依頼されたときには、誠意をもって対応しなければならない。なお、確認機関となれない場合には、必ずその理由を依頼した者に示すこととする。
 - (3) 農業事務所長が行う生産ほ場及び栽培管理状況等の調査に立ち会い、意見を求められたときには、それに応じなければならない。
 - (4) 生産登録者に不正な行為があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 要綱第9の1に規定する確認とは、次のとおりとする。
- (1) 生産者から生産登録申請書の提出を受けたときには、第8に規定する要件との適合、生産ほ場及び栽培計画書の内容を確認するものとする。
 - (2) 当該農産物が生産ほ場に作付けられている間、適宜生産ほ場に赴き、生産登録者から生産ほ場の状況、栽培管理状況及び栽培管理記録簿の記載状況等について説明を受け、栽培管理が適正に行われていることを確認するものとする。
 - (3) 生産登録者から栽培管理記録簿の提出を受けたときには、農薬及び肥料等の資材の使用内容が適正に記載され、認証基準を遵守していることを確認するものとする。
 - (4) 当該農産物が出荷される際に、認証票等の取扱いが適正に行われていることを確認するものとする。
 - (5) 生産登録者から出荷・販売記録簿の提出を受けたときには、出荷量、出荷先及び認証票の使用枚数等が適正に記載されていることを確認するものとする。
 - (6) 検査員は、第7の2(2)、(3)及び(5)に規定する確認により、内容が適正であると認められた場合には、栽培管理記録簿又は出荷・販売記録簿の確認欄又は認証欄に確認の年月日を記載し、署名押印するものとする。

(生産登録の要件)

第8 要綱第6の2に規定する生産登録は、次に掲げる(1)から(4)までの要件のいずれかに該当し、かつ、(5)から(7)の要件をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 本県に居住する生産者又は栽培方法を統一して特別栽培農産物の栽培に取り組む生産者で組

織する団体

- (2) 本県に事務所を有する農業生産法人
 - (3) 本県に事務所を有し、農地法第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法第18条に基づき農地を賃借している農業生産法人以外の法人
 - (4) 県内の小中学校、農業高校、農業関係専修学校等
 - (5) 要綱第4に掲げる認証要件を遵守した栽培が行われることが見込まれること。
 - (6) 消費者の信頼を損なう行為がないと認められること。
 - (7) 要綱第11の3の規定による登録の取消しがあった場合は、第25の5に定める期間が経過していること。
- 2 第8の1(1)に規定する団体が、要綱第6の1の生産登録の申請を行うときには、団体を構成する生産者の中の1名を栽培責任者として定めることとする。ただし、団体を構成する生産者がおおむね20名を超える場合には、複数の栽培責任者を置き、さらに栽培責任者を総括する者を定めることとする。

(生産登録の申請と承認)

第9 要綱第6の1に規定する生産登録の申請は、次のとおりとする。

- (1) 生産登録申請書は、別記様式第8号とする。ただし、申請は、団体の場合は栽培責任者、法人の場合は代表者（以下「生産組織の代表者」という。）が、帰属する生産者についてまとめて行うものとする（以下第10の1、第11(1)及び第14の1(1)について同じ。）。
 - (2) 申請者は、確認機関を指定し合意を得たうえで、当該確認機関の長に第9の1(1)の申請書を提出するものとする。
 - (3) 確認機関の長は、第9の1(2)の提出を受けたときには、内容を確認し、別記様式第9号により正本を所管の農業事務所長に提出し、写しを確認機関で保管するものとする。なお、同一の団体を組織する生産者の居住地が複数の農業事務所の区域にまたがる場合には、栽培責任者の居住地を所管する農業事務所に提出するものとする（以下第10の2、第11(3)及び第14の1(3)について同じ。）。
 - (4) 確認機関の長は、複数の農業事務所にまたがる団体による広域の組織で生産登録申請を行う場合には、団体ごとに栽培責任者の居住地を所管する農業事務所に提出するものとする。（以下第10の2、第11(3)及び第14の1(3)について同じ。）。
 - (5) 生産登録申請は、要綱第3の1に規定する農産物、作型及び生産年度が異なるごとに行うものとする。なお、作型が周年とされる農産物については、申請月の翌々月から起算して1年間には種されるものを同一の生産年度として扱う。
- 2 生産登録申請は、原則として申請を行おうとする農産物の栽培を開始する前々月の月末までに行うものとする。なお、果樹の生産登録申請は、1月4日から1月31日までに行うものとする。
- 3 農業事務所長は、第9の1に規定する申請について第8に規定する要件との適合を審査するものとする。
- 4 農業事務所長は、生産登録申請の内容について申請者に説明を求めるものとする。
- 5 要綱第6の2の規定による登録は、第9の3に規定する審査で要件との適合が認められた場合に農業事務所長が行い、次に掲げる事項を生産登録・実績台帳（以下「生産台帳」という。）に記載するとともに、登録を行った旨を別記様式第10号により申請者に通知するものとする。
- (1) 生産登録番号
 - (2) 生産登録者氏名及び住所、連絡先（法人の場合は、法人の名称、住所、連絡先）

- (3) 生産ほ場の所在地
- (4) 栽培面積
- (5) 所属団体名及び栽培責任者氏名（法人の場合は、代表者氏名）
- (6) 確認機関名
- (7) 農産物の種類・作型
- (8) 使用資材の節減割合
- (9) 栽培開始年月日

- 6 農業事務所長は、審査の結果、第8に規定する要件と適合しない申請者に対しては、別記様式第11号により、理由を付して登録を行わない旨を通知するものとする。
- 7 第9の5及び6の通知は、別記様式第12号により確認機関の長を通じて行うものとする。
- 8 確認機関の長は、第9の7により通知を受けたときには、内容を確認し、正本を申請者に送付し、写しを確認機関で保管するものとする。
- 9 農業事務所長は、第9の5の登録を行ったときには、別記様式第13号により生産台帳の写しを農政部長に提出するものとする。

（生産登録内容の変更）

- 第10 生産登録者は、生産登録の内容に次のような変更が生じる場合は、速やかに別記様式第14号の生産登録変更申請書を確認機関の長に提出するものとする。
 - (1) 原則として栽培が始まるまでの間に、天候不順や災害などやむをえない理由により、計画どおりに栽培ができない場合の生産ほ場及び作型の変更
 - (2) 生産者が事故等に遭遇し、営農ができなくなった場合の生産者の変更
- 2 確認機関の長は、第10の1の提出を受けたときは第9の5に規定する登録を受けた内容を確認し、別記様式第15号により正本を所管の農業事務所長に提出し、写しを確認機関で保管するものとする。
- 3 農業事務所長は第10の2の申請を受けたときには、内容を確認し、承認する場合には変更内容を生産台帳に記載するとともに、別記様式第16号により申請者に通知するものとする。
- 4 第10の3の通知は、別記様式第17号により確認機関の長を通じて行うものとする。
- 5 農業事務所長は、承認した場合には、その旨を農政部長に報告するものとする。
- 6 農業事務所長は変更申請の内容が不適当な場合には、生産登録の承認を取り消すこととする。

（生産登録の取消し）

- 第11 生産登録の取消しは、次のとおりとする。
 - (1) 生産登録取消申請書は、別記様式第18号とする。
 - (2) 生産組織の代表者は、第9の5に規定する登録を受けた全部又は一部の生産者又は生産ほ場に特別栽培農産物の栽培を続けられない事由が生じたときには、速やかに第11(1)の申請書により該当部分の生産登録の取消しを確認機関の長に提出するものとする。
 - (3) 確認機関の長は、第11(2)の提出を受けたときには、内容を確認し、別記様式第19号により正本を所管の農業事務所長に提出し、写しを確認機関で保管するものとする。
 - (4) 農業事務所長は、第11(3)の申請があったときには、生産台帳の備考欄に取消しの旨及び取消年月日を記載することにより該当部分の取消しを行い、その旨を別記様式第20号により申請者に通知するものとする。
 - (5) 第11(4)の通知は、別記様式第21号により確認機関の長を通じて行うものとする。
 - (6) 確認機関の長は、第11(5)により通知を受けたときには、内容を確認し、正本を申請者に

送付し、写しを確認機関で保管するものとする。

- (7) 農業事務所長は、第11(4)の取消しを行ったときには、その旨を農政部長に報告するものとする。

(栽培管理記録の提出と認証)

第12 生産登録者は、栽培した農産物の最初の出荷が開始される前に、確認機関の長に別記様式第22号の1の栽培管理記録簿を提出するものとする。

- 2 第12の1の規定にある栽培管理記録簿は、同一株で収穫期間が2ヶ月以上に及ぶ農産物については別記様式第22号の2により、作型の明確な区別なく同一ほ場において同じ栽培方法で年数回作付けする農産物については別記様式第22号の3によるものとする。
- 3 第12の2の規定にある農産物について第12の1に規定する栽培管理記録簿の確認機関への提出は、農産物の最初の出荷が開始される前のほか、出荷期間中少なくとも1ヶ月に1回以上は行うものとする。
- 4 確認機関の長は、第7の2に規定する確認により、要綱第4に規定する要件に適合していると認める場合には、当該農産物を特別栽培農産物として認証し、出荷を許可するものとする。なお、第12の2に規定する農産物については、栽培管理記録簿の提出があるごとに確認を行うものとする。
- 5 確認機関の長は、生産登録者、農産物、作型、認証区分ごとに、第12の4に規定する認証を当該生産年度において初めて行ったときには、その旨を農業事務所長に報告するものとする。
- 6 農業事務所長は、第12の4に規定する認証について、必要に応じて確認機関の立会いのもとに調査を行い、確認機関から意見を聴取するものとする。
- 7 確認機関の長は、栽培管理記録簿の写し又はそれに準ずる情報を保存するものとする。また、栽培管理記録簿の正本は、生産登録者が保存するものとする。

(認証の取消し)

第13 確認機関の長は、第12の4の規定により特別栽培農産物として認証した後に、要綱第4に規定する要件に適合しない事由が発生した場合又は要綱第11の2の規定による登録の取消しがあった場合には、認証を取り消し、特別栽培農産物として認証された農産物（以下「認証農産物」という。）の出荷の停止を指示するものとする。

- 2 農業事務所長は、第12の6に規定する調査及び意見聴取の結果、改善を要すると認めたときは、必要な措置を講ずるよう確認機関に指導するものとする。

(実績報告)

第14 要綱第10に規定する認証農産物に係る実績報告は、次のとおりとする。

- (1) 生産登録者は、認証農産物の出荷が全て終了したときには、速やかに別記様式第25号の出荷・販売記録簿の写しを確認機関の長に提出するものとする。
 - (2) 確認機関の長は、第14(1)に規定する出荷・販売記録簿の提出を受けたときには、内容を確認し、所管の農業事務所長に別記様式第23号により報告するものとする。
 - (3) 確認機関の長は、出荷・販売記録簿の写し又はそれに準ずる情報を保存するものとする。また、出荷・販売記録簿の正本は、生産登録者が保存するものとする。
- 2 農業事務所長は、第14(2)に規定する実績報告を受けたときには、次に掲げる事項を生産台帳に加筆するものとする。
- (1) 使用資材の状況

- (2) 認証年月日
- (3) 出荷開始年月日及び終了年月日
- (4) 収穫量及び出荷量
- (5) 主な出荷先
- (6) 認証票の使用枚数

3 農業事務所長は、第14の2に規定する事項について、生産台帳の写しを農政部長に提出するものとする。

(生産登録者の責務)

第15 生産登録者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 栽培計画及び認証基準に沿った栽培並びに認証票の適正使用に努めなければならない。
- (2) 栽培に係る作業及び使用資材等について別記様式第22号により記録を行い、これを常備しなければならない。
- (3) 出荷、販売及び認証票の使用状況について別記様式第25号により記録を行い、これを常備しなければならない。
- (4) 栽培に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めなければならない。
- (5) 要綱第11の2の規定による取消しにより損失が生じた場合又は消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負わなければならない。
- (6) 生産登録通知受理後直ちに、看板を生産場に設置しなければならない。

(栽培責任者の責務)

第16 栽培責任者の責務は次のとおりとする。

- (1) 生産登録者が行う栽培管理及び出荷・販売管理等の把握に努めなければならない。
- (2) 確認機関等と連携を取りながら、栽培管理及び出荷・販売管理等について適切な指導を行わなければならない。

(とう精登録者の要件)

第17 要綱第7の2に規定するとう精登録は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 本県内にとう精施設の所在地を有すること。
- (2) 認証が見込まれる玄米について、生産登録者と売買契約が締結されあるいは締結が予定されていること。
- (3) 要綱第11の3の規定による登録又は認証の取消しがあった場合は、第25の5に定める期間が経過していること。

(とう精登録、認証及び取消し)

第18 要綱第7の1の規定によるとう精登録の申請は、次のとおりとする。

- (1) とう精登録申請書は、別記様式第26号とする。
 - (2) とう精登録を受けようとする者（以下「とう精申請者」という。）は、年度が異なるごとに所管の農業事務所長に第18の1（1）の申請書を提出するものとする。
- 2 要綱第7の1の規定によるとう精登録申請は、とう精を開始する前々月の月末までに農業事務所に提出するものとする。
- 3 農業事務所長は、第18の1に規定する申請について第17に規定する要件との適合を審査する

ものとする。

- 4 要綱第7の2の規定による登録は、第18の3に規定する審査で要件との適合が認められた場合に農業事務所長が行い、次に掲げる事項をとう精登録・実績台帳（以下「とう精台帳」という。）に記載するとともに、登録を行った旨を別記様式第27号によりとう精申請者に通知するものとする。
 - (1) とう精登録番号
 - (2) とう精者氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）、住所及び連絡先
 - (3) とう精施設の名称及び所在地
- 5 農業事務所長は、第18の4の登録を行ったときには、別記様式第29号によりとう精台帳の写しを農政部長に提出するものとする。
- 6 第18の4の規定によりとう精登録を受けた者は、第12の4の規定により認証された玄米（以下「認証玄米」という。）をとう精し、これを特別栽培農産物の認証を受けた精米として出荷できるものとする。
- 7 農業事務所長は、第18の3に規定する審査で要件との適合が認められなかった場合には、とう精登録を行わない旨を別記様式第28号により、理由を付してとう精申請者に通知するものとする。
- 8 第18の4の規定によりとう精登録を受けた者が、当該年度に認証玄米のとう精を行わない事由が生じたときには、速やかに別記様式第33号のとう精登録取消申請書を農業事務所長に提出するものとする。
- 9 農業事務所長は第18の8の申請を受けたときには、とう精台帳の備考欄に取消しの旨及び取消年月日を記載することにより、取消しを行い、その旨を別記様式第34号によりとう精登録者に通知するものとする。
- 10 農業事務所長は、第18の9の取消しを行ったときには、その旨を農政部長に報告するものとする。

（とう精の確認）

第19 農業事務所長は、第18の4に規定する登録を行ったときには、とう精登録者の立会いのもとに、とう精現場及びとう精記録簿を調査し、必要に応じて認証玄米を出荷した生産登録者、栽培責任者及びとう精登録者から説明を求め、とう精が適正に行われていることを確認するものとする。

（とう精報告）

- 第20 とう精登録者は、認証玄米のとう精がすべて終了したときには、別記様式第30号のとう精実績報告書を農業事務所長に提出するものとする。
 - 2 農業事務所長は、第20の1に規定する報告を受けたときには、内容を確認し、次に掲げる事項をとう精台帳に加筆するものとする。
 - (1) とう精開始年月日及び終了年月日
 - (2) 玄米仕入先生産登録者氏名及び生産登録番号
 - (3) 玄米購入量及び精米量
 - (4) 精米出荷先
 - (5) 認証票の使用枚数
 - 3 農業事務所長は、とう精の報告があったものについて、とう精台帳の写しを農政部長に提出するものとする。

(とう精登録者の責務)

第21 とう精登録者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 認証玄米をとう精するときには、別記様式第31号のとう精記録簿に記帳し、それを常備しなければならない。
- (2) 認証玄米を出荷する生産登録者と連携し、適正なとう精及び認証票の適正使用に努めなければならない。
- (3) とう精に関する情報を消費者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めなければならない。
- (4) 要綱第11の2の規定による取消しにより損失が生じた場合又は消費者等との間で問題が発生した場合には、その責を負わなければならない。

(認証の表示)

第22 要綱第8の2に規定する認証の表示は、次のとおりとする。

- (1) 認証の表示は認証票によるものとし、その種類、規格及び表示方法は別に定めるものとする。
- (2) 認証農産物には、認証票の表示のほか、栽培責任者及び確認機関に関する事項、化学合成資材の使用状況等別に定める表示も併せて行うものとする。
- (3) 認証票は、認証農産物以外のものに表示してはならない。
- (4) 認証農産物に認証票を表示することができる期間は、当該農産物の収穫を開始する日から販売が終了するまでとする。

2 第22の1に規定する認証票は、生産登録者又はとう精登録者の負担により、認証票等取扱要領に基づき作成するものとする。

(看板の設置)

第23 第15(6)に規定する看板の設置は、次のとおりとする。

- (1) 生産ほ場に設置する看板の様式は、付表1による。
- (2) 看板は生産登録通知受理後、当該農産物の作付けを開始する前までに、生産登録者の負担により設置するものとする。
- (3) 看板は見やすい大きさで、わかりやすい場所に設置するものとする。
- (4) 看板は生産ほ場ごとに設置するものとする。ただし、ほ場が隣接している場合でかつ栽培方法等が統一された集団的な栽培の場合は、生産ほ場の位置図を併せて表示することで一括して設置し、ほ場ごとの設置を省略することができるものとする。
- (5) 看板を設置したほ場で、登録又は認証の取消しがあった場合には、看板を取り外す等の措置を講ずるものとする。

(生産ほ場及び栽培管理状況等の確認)

第24 要綱第9の2及び3の規定による調査は、農業事務所長が行うものとする。

2 第24の1の調査にあたっては、生産登録者、栽培責任者、確認機関又はとう精登録者は調査に立ち会い、調査者に協力するものとする。

(認定又は登録の取消し)

第25 要綱第11の1の規定にある確認機関の不適当な行為とは、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 理由なく、不当に申請団体の確認機関になることを拒否したとき。

- (2) 第7の2の規定する確認を怠り、あるいは虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 不当な認証を行ったとき。
 - (4) その他知事が登録の取消しが適当と認めたとき。
- 2 要綱第11の2の規定にある検査員の不適当な行為とは、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 消費者の信頼を損ねる行為が認められたとき。
 - (2) その他知事が登録の取消しが適当と認めたとき。
- 3 要綱第11の3の規定にある生産登録者又はとう精登録者の不適当な行為とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 不正な手段により生産登録申請、とう精登録申請又は栽培管理記録簿の提出を行い、登録又は認証を受けたとき。
 - (2) 確認機関又は農業事務所長が行う調査、確認に協力又は応じないとき。
 - (3) 記録に事実と異なる偽りが認められるとき。
 - (4) 認証票を不正に使用し、あるいは誤認のおそれのある表示を行ったとき。
 - (5) その他知事が登録の取消しが適当と認めたとき。
- 4 知事(生産登録及びとう精登録については、農業事務所長と読み替えるものとする。)は、要綱第11の1、2又は3の規定により認定又は登録を取り消すときには、理由を付して、当該確認機関又は当該者にその旨を通知するものとする。
- 5 知事(生産登録及びとう精登録については、農業事務所長と読み替えるものとする。)は、第25の4の規定により、認定又は登録を取り消したときには、当該確認機関又は当該者に故意又は過失がないと認められる場合を除いて、その取消しの日から起算して3年間、当該機関又は当該者の認定又は登録を行わないものとし、その旨を当該機関又は当該者に通知するものとする。ただし、取消しを受けた当該機関又は当該者は、再発防止に向けた改善計画書を県に提出し、改善指導を受けるものとし、知事は、それに基づいた改善がなされていると認められる場合、認定又は登録を行わない期間を短縮することができる。
- 6 第25の4及び5に規定する通知は、次のとおりとする。
- (1) 確認機関認定取消通知書は、別記様式第35号とし、農業事務所長を通じて行うものとする。
 - (2) 検査員登録取消通知書は、別記様式第36号とし、農業事務所長を通じて、当該検査員が籍を置く確認機関の長あてに通知するものとする。
 - (3) 生産登録取消通知書は、別記様式第37号とし、確認機関を通じて、当該生産登録者が属する生産組織の代表者あてに通知するものとする。
 - (4) とう精登録取消通知書は、別記様式第38号とする。
- 7 第25の4に規定する取消し通知を受けた確認機関は、通知が到着した日から2週間以内に認定証を返納することとする。
- 8 農業事務所長は、生産登録又はとう精登録の取消しを行ったときには、その旨を農政部長に報告するものとする。

(書類等の保管)

- 第26 確認機関及び県は確認機関の認定に係る全ての文書を認定の有効期間終了の翌年度から起算して3年間は保管するものとする。
- 2 確認機関、栽培責任者、生産登録者、とう精登録者及び県は、登録及び認証に係る全ての文書及び記録等の関係書類を、登録年度の翌年度から起算して3年間は保管するものとする。

(情報の提供)

第27 確認機関、栽培責任者、生産登録者、とう精登録者及び県は、消費者及び流通業者等の信頼を得るため、特別栽培農産物の生産過程等に関する情報等を積極的に提供するよう努めるものとする。また、栽培責任者等は、消費者等から栽培方法や資材の使用状況等に関する照会があったときには、栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 12 月 27 日から施行する。
この要領は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。
この要領は、平成 15 年 12 月 12 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 8 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 17 年 2 月 25 日から施行する。
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。
この要領は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付表 1

看板様式例 大きさはA3版(297mm×420mm)以上のものとする。

独立したほ場の場合

群馬県特別栽培農産物生産ほ場				
1. 生産登録者	○ ○ ○ ○			
2. 生産登録番号	No. ×××××			
3. 面 積	△△アール			
4. 作物名・作型	□□□□ (作型)			
5. 使用資材の節減割合				
節減対象農薬	▽▽▽▽▽			
化学肥料(窒素成分)	◇◇◇◇◇			
栽培開始年月日	平成×年×月×日			
6. 栽培責任者	○ ○ ○ ○			

栽培方法等が統一された集団的なほ場の場合

群馬県特別栽培農産物生産ほ場				
1. 生産登録者等				
	生産登録者名	生産登録番号	面 積	栽培開始時期
1				
2				
3				
4				
	合 計			
2. 作物名・作型	□□□□ (作型)			
3. 使用資材の節減割合				
節減対象農薬	▽▽▽▽▽			
化学肥料(窒素成分)	◇◇◇◇◇			
4. 栽培責任者	○ ○ ○ ○			
5. ほ場配置図				

別記様式第1号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所
団体名
代表者名

下記のとおり確認機関に認定されたく、群馬県特別栽培農産物認証要綱第5の1及び群馬県特別栽培農産物認証要領第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、認定を受けるにあたっては、群馬県特別栽培農産物認証要綱及び同要領を遵守します。

記

団体名・代表者名	
所 在 地	
連絡先	TEL: e-mail:
業務対象地域	

検査員名簿

氏 名	経 歴 等
業務責任者 年 月 日生	所属・役職・住所： 資格(又は技術)： 指導の対象者： 指導(又は研究等)を行った立場： 指導(又は研究等)年数： 年 (年～ 年) 指導(又は研究等)内容：
年 月 日生	所属・役職・住所： 資格(又は技術)： 指導の対象者： 指導(又は研究等)を行った立場： 指導(又は研究等)年数： 年 (年～ 年) 指導(又は研究等)内容：

- * 業務責任者を最上段に記載し、その他の指導・確認・認証業務に関与する者全員について記載すること。
- * 資格(又は技術)には、検査員業務を行うにあたり必要な資格を必ず記載すること。
- * 団体に所属する者以外に業務に携わる者がいる場合には、その者の経験等の欄に団体との関係及び選定した理由を付すこと。

添付書類

- (1) 県内に事務所を有することを証する書類(法人：登記簿、非法人：代表者住民票等)。ただし、農業協同組合については省略できるものとする。
- (2) 組織及び運営に関する規約の写し。ただし、農業協同組合については省略できるものとする。
- (3) 確認業務規程の写し
- (4) 営農指導員、農業改良普及員、施肥技術指導員、農薬管理指導士の資格を有する者について、資格を証明できるものの写し

別記様式第2号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定更新申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所
確認機関名
代表者名

年月日付け で認定されたことについて、確認機関の業務を継続したい
ので、群馬県特別栽培農産物認証要領第3の7の規定に基づき、関係書類を添えて認定の
更新を申請します。

記

確認機関名・代表者名	
所 在 地	
連 絡 先	T E L : e-mail :
業 務 対 象 地 域	
登 録 番 号	
認 定 年 月 日	

検査員名簿

氏 名	経 歴 等
業務責任者 年　月　日生	所属・役職・住所： 資格(又は技術)： 指導の対象者： 指導(又は研究等)を行った立場： 指導(又は研究等)年数：　　年 (　　年～　　年) 指導(又は研究等)内容：
年　月　日生	所属・役職・住所： 資格(又は技術)： 指導の対象者： 指導(又は研究等)を行った立場： 指導(又は研究等)年数：　　年 (　　年～　　年) 指導(又は研究等)内容：

- * 業務責任者を最上段に記載し、その他の指導・確認・認証業務に関与する者全員について記載すること。
- * 資格(又は技術)には、検査員業務を行うにあたり必要な資格を必ず記載すること。
- * 団体に所属する者以外に業務に携わる者がいる場合には、その者の経験等の欄に団体との関係及び選定した理由を付すこと。

添付書類

変更等に伴い、群馬県特別栽培農産物確認機関認定申請書（別記様式第1号）に示す添付書類が必要な場合は、必要な書類を併せて提出のこと。

別記様式第3号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定証

文書番号
年月日

確認機関名
代表者名 様

群馬県知事

年月日付け の群馬県特別栽培農産物確認機関認定申請について、群馬県特別栽培農産物認証要綱第5の2の規定に基づき、確認機関として認定します。

登録番号	
確認機関名・代表者名	
所在地・連絡先	
業務対象地域	
検査員	
有効期間	年月日から 年月日まで有効
条件等	

別記様式第4号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定棄却通知書

文書番号
年月日

団体名
代表者名 様

群馬県知事
(農政課)

年月日付け の群馬県特別栽培農産物確認機関認定申請について、下記理由により認定を行わなかつたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第3の8の規定に基づき通知します。

記

棄却理由

別記様式第5号の1

(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定変更申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所
確認機関名
代表者名

年月日付け で認定されたことについて、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第4(1)の規定に基づき変更を申請します。

記

登録番号		確認機関名	
変更内容	事項		
	旧		
	新		
変更理由			

添付書類

変更に伴い、群馬県特別栽培農産物確認機関認定申請書（別記様式第1号）に示す添付書類の内容が変わった場合には、必要な書類を併せて提出のこと。

別記様式第5号の2

(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定変更通知書

文書番号

年月日

住所

確認機関名

代表者名

様

群馬県知事

(農政課)

年月日付け の群馬県特別栽培農産物確認機関認定変更申請について、
下記のとおり変更を認めますので、群馬県特別栽培農産物認証要領第4(5)の規定に基づ
き通知します。

記

登録番号		確認機関名	
変更内容	事項		
	旧		
	新		
変更理由			

別記様式第6号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関業務廃止申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所
確認機関名
代表者名

年月日付け で認定されたことについて、下記の理由により確認機関業務を廃止いたしますので、群馬県特別栽培農産物認証要領第6の規定に基づき申請します。

記

登録番号		確認機関名	
事業廃止年月日			
廃止の理由			

添付書類
群馬県特別栽培農産物確認機関認定証

別記様式第7号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定取消通知書

文書番号
年月日

住所
確認機関名
代表者名 様

群馬県知事
(農政課)

年月日付け の群馬県特別栽培農産物確認機関業務廃止申請について、
群馬県特別栽培農産物認証要領第6(4)の規定に基づき、 年月日付け登録番号
の認定を取り消すことを通知します。

別記様式第8号
(規格A4)

個人 団体 法人

群馬県特別栽培農産物生産登録申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(○○農業事務所)

所在地
名 称
代表者名
連絡先

下記のとおり生産登録を受けたく、群馬県特別栽培農産物認証要綱第6の1及び群馬県特別栽培農産物認証要領第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、生産登録を受けるにあたっては、群馬県特別栽培農産物認証要綱及び同要領を遵守します。

記

農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
栽培責任者 (代表者)	氏名		
	住所		
	連絡先	TEL : e-mail :	
栽培に携わる者の氏名 (法人の場合は記入)			
生産ほ場の所在地		栽培面積	
確認機関	(登録番号)		

添付書類

共通：栽培計画書（別紙2）、ほ場位置図

団体：生産者一覧（別紙1）

法人：登記簿

別紙1 (別記様式第8号関係)
(規格A4)

生産者一覧

生産者名	住所	電話番号	生産ほ場の所在地	栽培面積	栽培開始年月日	収穫予定年月旬

注：栽培開始年月日とは、耕起やは種等その農作物の栽培に関する一切の作業のうち、最も早い作業を行う日をいう。

別紙2（別記様式第8号関係）

(規格A4)

群馬県特別栽培農産物栽培計画書

氏名・名称		栽培責任者	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
使用予定節減対象農薬成分回数	回 (使用可能節減対象農薬成分回数回)		
使用予定化学肥料による窒素成分量	kg/10a (使用可能化学肥料による窒素量 kg/10a)		

注：同じ栽培方法で年数回作付けする農産物については、1作分について作成してください。

(1) 栽培品種名：

(2) 節減対象農薬の使用状況

使用時期 (月・旬)	使用目的	農 薬 名	節減対象農薬成分名	備考

使用時期 (月・旬)	使用目的	農 薬 名	節減対象農薬成分名	備考
合計節減対象農薬成分回数				回

- 注：1 農産物の生産過程等で使用が予想される節減対象農薬全てについて記入してください。
 2 種子、苗及び土壌を対象にした農薬使用状況についても記入してください。
 3 使用が未確定である農薬は、使用が予想される農薬・成分を全てあげ、括弧で括り、「うち1成分」等と表記してください。

(3) 化学肥料の施用状況

使用時期 (月・旬)	肥料名	成分割合 (N-P-K)	使用量 (kg/10a)	窒素成分量 (kg/10a)
化学肥料による窒素成分量 の合計				(kg/10a)

- 注：1 購入苗を使用した場合は、購入苗の化学肥料の使用状況についても記入してください。
 2 有機質原料を含んだ化学肥料はここに記入し、肥料名のあとに括弧を付けて有機成分の割合を記入してください。
 3 窒素成分量には化学肥料による窒素成分量を記入してください。

(4) 有機質資材・たい肥等の施用状況

使用時期(月・旬)	資材名	使用量(kg/10a)

(5) その他の資材の使用状況

使用時期 (月・旬)	使用目的	資材名(天然・化学系の別)	使用量 (kg/10a)	内 容

- 注： 1 当該認証基準において、節減対象農薬とならない農薬等についてはここに記入してください。
 2 土壌改良資材についてはここに記入してください。

別記様式第9号
(規格A4)

文書番号
年月日

○○農業事務所長様

確認機関名(登録番号)
代表者名

群馬県特別栽培農産物生産登録申請書の提出について

群馬県特別栽培農産物認証要領第9の1の規定に基づき、別添のとおり生産登録申請書を提出します。

*生産登録申請書を添付のこと。

群馬県特別栽培農産物生産登録通知書

文書番号

年月日

名称
代表者名 様

○○農業事務所長

年月日付け の群馬県特別栽培農産物生産登録申請について、群馬県特別栽培農産物認証要綱第6の2及び群馬県特別栽培農産物認証要領第9の5の規定に基づき、下記のとおり生産登録を行ったので通知します。

記

氏名・名称		栽培責任者	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
栽培に携わる者の氏名 (法人の場合は記入)			
確認機関	(登録番号)		

生産登録番号	氏名・法人名	住 所	生産ほ場の所在地	栽培面積

群馬県特別栽培農産物生産登録棄却通知書

文書番号
年 月 日

名 称
代表者名 様

○○農業事務所長

年 月 日付け の群馬県特別栽培農産物生産登録申請について、下記の理由により生産登録を行わなかったので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 9 の 6 の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請農産物の種類・作型
- 2 使用資材の節減割合
- 3 棄却理由

群馬県特別栽培農産物生産登録一部棄却通知書

文書番号
年 月 日

名 称
代表者名 様

○○農業事務所長

年 月 日付け の群馬県特別栽培農産物生産登録申請について、下記の者の生産登録を行わなかったので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 9 の 6 の規定に基づき通知します。

記

1 申請農産物の種類・作型

2 使用資材の節減割合

3 登録棄却生産者及び棄却理由

生産者名	生産者住所	生産ほ場の所在地	棄却理由

別記様式第 12 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

確認機関の長 様

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物生産登録結果について（通知）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 9 の 7 の規定に基づき、別添のとおり生産登録結果を通知します。

なお、別添生産登録通知書（又は生産登録棄却通知書）を申請者に送付するとともに、生産登録者の指導、確認に努めてください。

* 生産登録（又は棄却）通知書添付のこと。

別記様式第13号
(規格A4)

文書番号
年月日

農政部長様
(農政課)

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物生産登録について(報告)

群馬県特別栽培農産物認証要領第9の9の規定に基づき、別添のとおり生産登録結果を報告します。

*生産登録台帳の写しを添付のこと。

別記様式第14号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物生産登録変更申請書

文書番号
年月日

群馬県知事 様
(○○農業事務所)

所在 地
名 称
代表者名
連絡先

年月日付けで生産登録されたことについて、下記のとおり変更をしたいので、群馬県特別栽培農産物認証要領第10の1の規定に基づき、変更を申請します。

記

農産物の種類・作型	
使用資材の節減割合	
確認機関	(登録番号)

登録変更申請者一覧

登録番号	名称・氏名	変更内容	変更前	変更後	変更理由

注：生産ほ場の変更では、所在地と面積を記載し、変更後のほ場位置図を添付する。

別記様式 15 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

○○農業事務所長 様

確認機関名（登録番号）
代表者名

群馬県特別栽培農産物生産登録変更申請書の提出について

群馬県特別栽培農産物認証要領第 10 の 2 の規定に基づき、別添のとおり生産登録変更申請書を提出します。

* 生産登録変更申請書を添付のこと。

別記様式 16 号
(規格 A4)

群馬県特別栽培農産物生産登録変更通知書

文書番号
年 月 日

名称
代表者名 様

〇〇農業事務所長

年 月 日付けの群馬県特別栽培農産物生産登録変更申請について、下記のとおり変更を認めますので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 10 の 3 の規定に基づき通知します。

記

農産物の種類・作型	
使用資材の節減割合	
確認機関	(登録番号)

登録変更者一覧

登録番号	名称・氏名	変更内容	変更前	変更後	備考

別記様式 17 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

確認機関の長 様

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物生産登録変更について（通知）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 10 の 4 の規定に基づき、別添のとおり生産登録変更申請結果を通知します。

なお、別添生産登録変更通知書を申請者に送付して下さい。

* 生産登録変更通知書を添付のこと。

群馬県特別栽培農産物生産登録取消申請書

文書番号
年月日群馬県知事 様
(○○農業事務所)所在 地
名 称
代表者名
連絡先

年月日付け で生産登録されたことについて、下記のとおり取消し理由が生じましたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第11の2の規定に基づき、届け出ます。

記

名称・氏名		栽培責任者	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
栽培に携わる者の氏名 (法人の場合は記入)			
確認機関	(登録番号)		

登録取消申請者一覧

登録番号	名称・氏名	生産ほ場の所在地	取消理由

別記様式第 19 号
(規格 A4)

文書番号
年 月 日

○○農業事務所長 様

確認機関名（登録番号）
代表者名

群馬県特別栽培農産物生産登録取消申請書の提出について

群馬県特別栽培農産物認証要領第 11（3）の規定に基づき、別添のとおり生産登録取消申請書を提出します。

* 生産登録取消申請書添付のこと。

群馬県特別栽培農産物生産登録取消通知書

文書番号
年月日名称
代表者名 様

○○農業事務所長

年月日付け の群馬県特別栽培農産物生産登録取消申請について、群馬県特別栽培農産物認証要領第11(4)の規定に基づき、下記のとおり生産登録を取り消しましたので通知します。

記

名称・氏名		栽培責任者	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
栽培に携わる者の氏名 (法人の場合は記入)			
確認機関	(登録番号)		

登録取消者一覧

登録番号	生産者名	生産場所の所在地	備考

別記様式第 21 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

確認機関の長 様

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物生産登録取消しについて（通知）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 11（5）の規定に基づき、別添のとおり生産登録取消結果を通知します。

なお、別添生産登録取消通知書を申請者に送付してください。

* 生産登録取消通知書を添付のこと

群馬県特別栽培農産物栽培管理記録簿

生産者	栽培責任者	確認機関名	現地等確認欄（署名・印）
住所	住所	住所	年月日印
氏名	氏名	氏名	年月日印
電話	電話	電話	年月日印

生産登録番号	ほ場の所在地	栽培面積(a)	農産物の種類 (品種名)	使用資材の節減割合
生				

作業内容		資材の使用状況						
		病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材	
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名(N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

節減対象農薬の使用成分数	化学肥料による窒素成分量	出荷開始年月日	認証・確認欄（署名・印）
回（基準値回）	kg/10a（基準値kg/10a）	年月日	年月日印

※上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる

群馬県特別栽培農産物栽培管理記録簿

生産者	栽培責任者	確認機関名	現地等確認欄（署名・印）
住所	住所	住所	年月日印
氏名	氏名	氏名	年月日印
電話	電話	電話	年月日印

生産登録番号	ほ場の所在地	栽培面積(a)	農産物の種類 (品種名)	使用資材の節減割合

作業内容	資材の使用状況							
	病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材		
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名(N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

※上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる。

別記様式第22号の2（その2）（規格A4）

群馬県特別栽培農産物栽培管理記録簿

節減対象農薬の使用成分数基準値 回	化学肥料による窒素成分量基準値 kg/10a
----------------------	---------------------------

収穫開始年月日 年　月　日	出荷開始年月日 年　月　日
------------------	------------------

	確認日 年　月　日	節減対象農薬使用成分数(積算) 回	化学肥料による窒素成分数(積算) kg/10a	認証・確認欄(署名・印)
第1回	年　月　日	回	kg/10a	印
第2回	年　月　日	回	kg/10a	印
第3回	年　月　日	回	kg/10a	印
第4回	年　月　日	回	kg/10a	印
第5回	年　月　日	回	kg/10a	印
第6回	年　月　日	回	kg/10a	印
第7回	年　月　日	回	kg/10a	印
第8回	年　月　日	回	kg/10a	印
第9回	年　月　日	回	kg/10a	印
第10回	年　月　日	回	kg/10a	印
第11回	年　月　日	回	kg/10a	印
第12回	年　月　日	回	kg/10a	印

節減対象農薬の使用成分数(最終) 回	化学肥料による窒素成分量(最終) kg/10a
-----------------------	----------------------------

収穫完了年月日 年　月　日	出荷完了年月日 年　月　日
------------------	------------------

※上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる。

別記様式第22号の3（その1）（規格A4）

群馬県特別栽培農産物栽培管理記録簿

生産者	栽培責任者	確認機関名	現地等確認欄（署名・印）
住所	住所	住所	年月日印
氏名	氏名	氏名	年月日印
電話	電話	電話	年月日印

生産登録番号	ほ場の所在地	栽培面積(a)	農産物の種類 (品種名)	使用資材の節減割合

節減対象農薬の使用成分数基準値 回	化学肥料による窒素成分量基準値 kg/10a	収穫開始年月日 年月日	出荷開始年月日 年月日

作業内容	資材の使用状況							
	病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材		
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名(N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量
合計	節減対象農薬の使用成分数(合計)			化学肥料による窒素成分量の合計				

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

作業内容	資材の使用状況							
	病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材		
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名(N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量
合計	節減対象農薬の使用成分数(合計)			化学肥料による窒素成分量の合計				

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

※上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる。

別記様式第22号の3（その2）（規格A4）

群馬県特別栽培農産物栽培管理記録簿

作業内容		資材の使用状況						
		病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材	
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名 (N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量
合計	節減対象農薬の使用成分数（合計）			化学肥料による窒素成分量の合計				

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

作業内容		資材の使用状況						
		病害虫防除・除草等		施肥・土づくり等			その他資材	
年月日	作業名	農薬成分名	使用量	資材名 (N-P-K)	使用量	窒素成分量	資材名	使用量
合計	節減対象農薬の使用成分数（合計）			化学肥料による窒素成分量の合計				

注：農薬成分名の上に、括弧書きで農薬名を記載してください。

	認証・確認日	認証・確認欄（署名・印）
第1回	年 月 日	印
第2回	年 月 日	印
第3回	年 月 日	印
第4回	年 月 日	印
第5回	年 月 日	印
第6回	年 月 日	印

	認証・確認日	認証・確認欄（署名・印）
第7回	年 月 日	印
第8回	年 月 日	印
第9回	年 月 日	印
第10回	年 月 日	印
第11回	年 月 日	印
第12回	年 月 日	印

※上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる。

別記様式第 23 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

○○農業事務所長 様

確認機関名（登録番号）
代表者名

群馬県特別栽培農産物実績報告書の提出について

群馬県特別栽培農産物認証要綱第 10 及び群馬県特別栽培農産物認証要領第 14 の 1(2) の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

* 実績報告書（別紙 1）添付のこと。

別紙1 (別記様式第23号関係) (規格A4)

群馬県特別栽培農産物実績報告書

別記様式第 24 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

農政部長 様
(農政課)

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物実績について（報告）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 14 の 3 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

* 生産登録・実績台帳の写し添付のこと

別記様式第25号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物出荷・販売記録簿

生産者	栽培責任者	確認機関名	現地等確認欄（署名・印）
住所	住所	住所	
氏名	氏名	氏名	年　月　日
電話	電話	電話	印

生産登録番号	ほ場の所在地	栽培面積（a）	農産物の種類（品種名）	使用資材の節減割合
生				

別記様式第 26 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録申請書

文書番号
年 月 日

群馬県知事 様
(○○農業事務所)

所在 地
名 称
代表者名
連絡先

下記のとおりとう精登録を受けたく、群馬県特別栽培農産物認証要綱第 7 の 1 及び群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 の 1 の規定に基づき申請します。

なお、とう精登録を受けるにあたっては、群馬県特別栽培農産物認証要綱及び同要領を遵守します。

記

とう精登録申請者 (責任者)	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
とう精施設	名 称	
	所在地	
	連絡先	

別記様式第 27 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録通知書

文書番号
年 月 日

名 称
代表者名 様

〇〇農業事務所長

年 月 日付け の群馬県特別栽培農産物とう精登録申請について、群馬県特別栽培農産物認証要綱第 7 の 2 及び群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 (4) の規定に基づき、下記のとおりとう精登録を行ったので通知します。

記

とう精登録番号		
とう精登録者	氏 名	
	住 所	
とう精施設	名 称	
	所在地	
登録有効期限		通知書の日付より 1 年間

別記様式第 28 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録棄却通知書

文書番号
年 月 日

名 称
代表者名 様

○○農業事務所長

年 月 日付け の群馬県特別栽培農産物とう精登録申請について、下記の理由によりとう精登録を行わなかったので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 の 7 の規定に基づき通知します。

記

棄却理由

別記様式第 29 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

農政部長 様
(農政課)

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物とう精登録について（報告）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 の 5 の規定に基づき、別添のとおりとう精登録結果を報告します。

* とう精登録台帳の写しを添付のこと。

別記様式第 30 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精実績報告書

文書番号
年 月 日

群馬県知事 様
(○○農業事務所)

所在 地
名 称
代表者名
連 絡 先

群馬県特別栽培農産物認証要綱第 10 及び群馬県特別栽培農産物認証要領第 20 の 1 の規定に基づき、別添のとおりとう精実績を報告します。

* とう精記録簿の写し添付のこと。

別記様式第31号
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物とう精記録簿

とう精登録番号			
とう精登録者	氏名		名称
	住所		所在地
	TEL		TEL

年月日	玄米数量 (kg)	使用資材の節減割合	玄米仕入先	精米数量 (kg)	販売先	認証票使用枚数 (枚)
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			
年月日			生産者氏名			
			生産登録番号			

別記様式第 32 号
(規格 A 4)

文書番号
年 月 日

農政部長 様
(農政課)

○○農業事務所長

群馬県特別栽培農産物とう精実績について（報告）

群馬県特別栽培農産物認証要領第 20 の 3 の規定に基づき、別添のとおりとう精実績を報告します。

* とう精登録・実績台帳の写しを添付のこと。

別記様式第 33 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録取消申請書

文書番号
年 月 日

群馬県知事 様
(○○農業事務所)

所在 地
名 称
代表者名
連絡先

年 月 日付け でとう精登録されたことについて、下記のとおり取消し理由が生じましたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 の 8 の規定に基づき、届け出ます。

記

とう精登録番号	
とう精登録者	
取消理由	

別記様式第 34 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録取消通知書

文書番号
年 月 日

名 称
代表者名 様

○○農業事務所長

年 月 日付け の群馬県特別栽培農産物とう精登録取消申請について、群馬県特別栽培農産物認証要領第 18 の 9 の規定に基づき、下記のとう精登録を取り消しましたので、通知します。

記

とう精登録番号		
とう精登録者	氏 名	
	住 所	
とう精施設	名 称	
	所在地	

別記様式第 35 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物確認機関認定取消通知書

文書番号
年 月 日

住所
確認機関名
代表者名 様

群馬県知事
(農政課)

年 月 日付け登録番号 の認定について、下記理由により認定が不適当となる事項が認められたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 4 の規定に基づき確認機関の認定を取り消すことを通知します。

なお、併せて、本通知到着後 2 週間以内に群馬県特別栽培農産物確認機関認定証を返納することを命じます。

記

1 取消理由

2 認定を行わない期間

年 月 日～ 年 月 日

群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 5 の規定に基づき、取り消しの日から 3 年間、認定を行わないこととする。

* 2 認定を行わない期間については、該当する機関にのみ記載

別記様式第 36 号
(規格 A4)

群馬県特別栽培農産物検査員登録取消通知書

文書番号
年 月 日

住所
確認機関名
代表者名 様

群馬県知事
(農政課)

年 月 日付け登録番号 の認定において、下記の者が検査員として不適当となる事項が認められたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 4 の規定に基づき検査員の登録を取り消すことを通知します。

記

1 検査員登録取消者

2 取消理由

3 登録を行わない期間

年 月 日～ 年 月 日

群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 5 の規定に基づき、取り消しの日から 3 年間、登録を行わないこととする。

* 3 登録を行わない期間については、該当する機関にのみ記載

別記様式第 37 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物生産登録取消通知書

文書番号
年 月 日

名称
代表者名 様

○○農業事務所長

年 月 日付け の生産登録において、下記の者が生産登録者として不適当となる事項が認められたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 4 の規定に基づき生産登録を取り消すことを通知します。

記

1 登録取消者

団体名			栽培責任者
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			
確認機関	(登録番号)		
登録番号	生産者名	生産ほ場の所在地	備 考

2 取消理由

3 登録を行わない期間

年 月 日～ 年 月 日

群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 5 の規定に基づき、取り消しの日から 3 年間、登録を行わないこととする。

* 3 登録を行わない期間については、該当する機関にのみ記載

別記様式第 38 号
(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物とう精登録取消通知書

文書番号
年 月 日

名称
代表者名 様

〇〇農業事務所長

年 月 日付け のとう精登録において、下記理由によりとう精登録が不適当となる事項が認められたので、群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 4 の規定に基づきとう精登録を取り消すことを通知します。

記

1 取消理由

2 登録を行わない期間

年 月 日～ 年 月 日

群馬県特別栽培農産物認証要領第 25 の 5 の規定に基づき、取り消しの日から 3 年間、登録を行わないこととする。

* 2 登録を行わない期間については、該当する機関にのみ記載